

1年以上は必須か

パートらに定期健診

問

パートやアルバイトの定期健康診断ですが、雇用契約の期間が1年以上あるかどうかで判断すれば良いのでしょうか。無期雇用で所定労働時間が短かったり、所定労働日数が少ない場合どのように考えれば良いのでしょうか。

週の労働時間も満たす必要

答

安衛法の一般期健診を行うべき「常時使用する短時間・有期雇用労働者」の定義は、パート・有期雇用労働法の通達（平31.1.30 雇均発 0130 第1号）にあります。ご質問の契約期間の条件がありこれに当てはまるのは、有期雇用であって契約期間が1年（特定業務は6ヵ月）以上、契約更新により1年以上の使用が予定されている、1年以上引き続き使用されている人です。現に1年以上働いていなくても、広く対象に含まれます。条件に該当する場合は、まとめて常時使用として考えます。さらに1週間の労働時間数が、同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であることの要件（2分の1以上なら「望ましい」）も満たす必要があります。社会保険関係とは異なり、1ヵ月の所定労働日数の要件は直接設けられていません。